

## 県内建設業一斉監督指導の実施結果（平成30年～令和5年）

岩手労働局の管内7労働基準監督署が平成30年から令和5年において実施した県内建設業一斉監督指導の実施結果を取りまとめました。

### 1. 違反率の推移

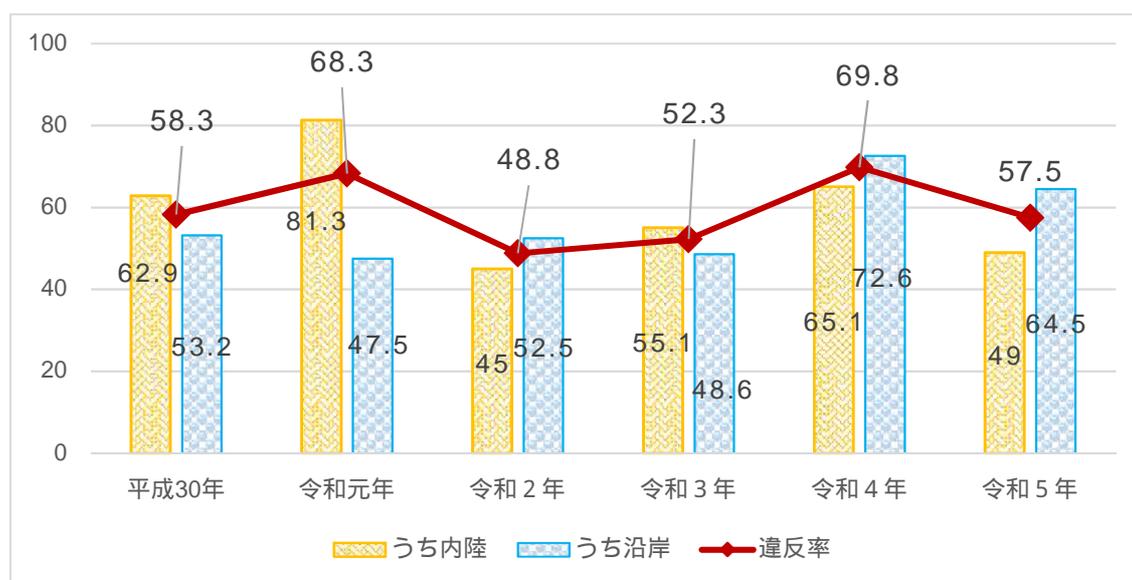
監督指導を実施した現場のうち、法違反を確認した現場の割合（違反率）の推移は以下のとおり。

【表】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全体違反率	58.3%	68.3%	48.8%	52.3%	69.8%	57.5%
うち内陸	62.9%	81.3%	45.0%	55.1%	65.1%	49.0%
うち沿岸	53.2%	47.5%	52.5%	48.6%	72.6%	64.5%

\* 内陸地域は盛岡署・花巻署・一関署の管轄地域を、沿岸地域は二戸署、宮古署、釜石署、大船渡署の管轄地域を示す。

【グラフ】



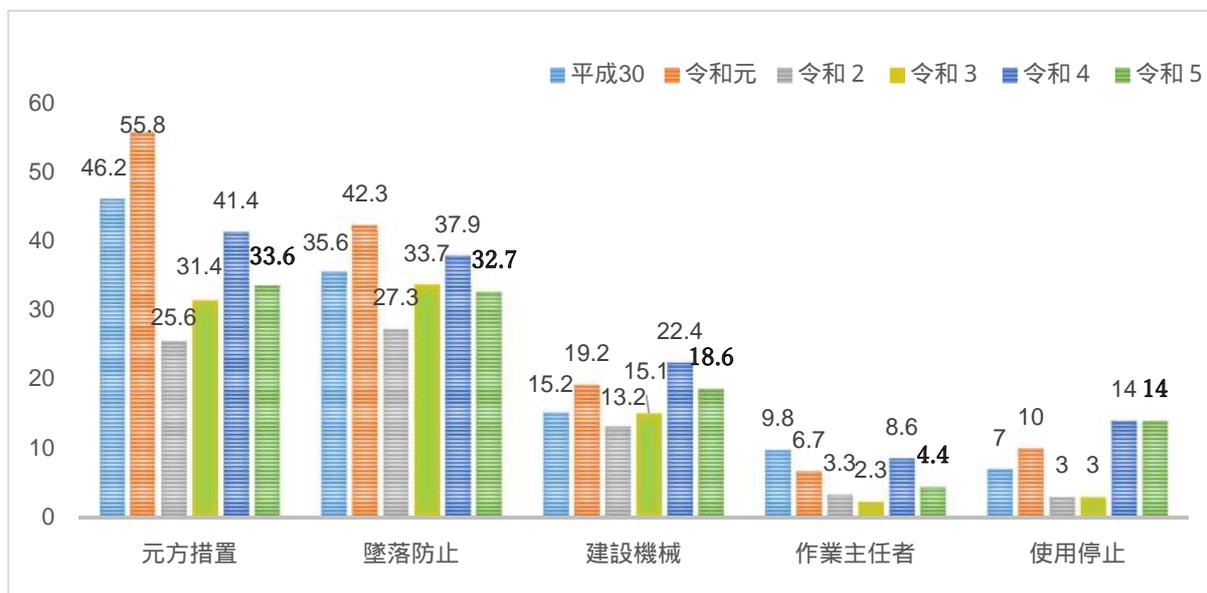
## 2. 項目別違反率・使用停止等件数の推移

項目別(「元方事業者の講ずべき措置等\*1」、「墜落防止措置\*2」、「車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置\*3」及び「作業主任者の選任・職務\*4」の4項目)の違反率及び「使用停止等\*5」の件数の推移は以下のとおり。

【表】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
元方の措置	46.2%	55.8%	25.6%	31.4%	41.4%	33.6%
墜落防止措置	35.6%	42.3%	27.3%	33.7%	37.9%	32.7%
建設機械	15.2%	19.2%	13.2%	15.1%	22.4%	18.6%
作業主任者	9.8%	6.7%	3.3%	2.3%	8.6%	4.4%
使用停止	7件	10件	3件	3件	14件	14件

【グラフ】



\*1 下請が法令に違反しないよう必要な指導を元請が行っていない等

\*2 高さ2メートル以上の足場や作業床の端に手すり等を設けていない等

\*3 車両系建設機械(ドラグショベル)移動式クレーン等を使用して作業を行う場合に作業計画を定めていない、接触する危険のある箇所に立入禁止措置等を講じていない等

\*4 労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業において、作業主任者を選任していない、作業主任者にその職務を履行させていない等

\*5 法違反を認めた現場のうち、危険箇所への立入禁止や作業停止、機械設備等の使用停止等の行政処分を行ったもの